

個人住民税が減額になります

- ◇平成19年からの税源移譲で、所得税と住民税の比率が変わりました。これに伴う経過措置により、個人住民税の減額を受けられる場合があります。
- ◇平成19年中に所得が減少し、所得税がかからなくなった方で、一定の要件を満たす場合は、平成19年度の個人住民税を税源移譲前の水準まで減額します。

■6月下旬に減額申告書を送ります

- ◇平成19年度分の個人住民税の納税通知書を市から送った方で、平成20年度分の課税計算をした結果、この経過措置の対象になると思われる方へ、6月下旬に減額申告書を送ります。
- ◇この経過措置の対象になると思われる方で、市から減額申告書が届かない場合は、平成19年1月1日現在お住まいの市区町村へお問い合わせください。

■申告が必要です

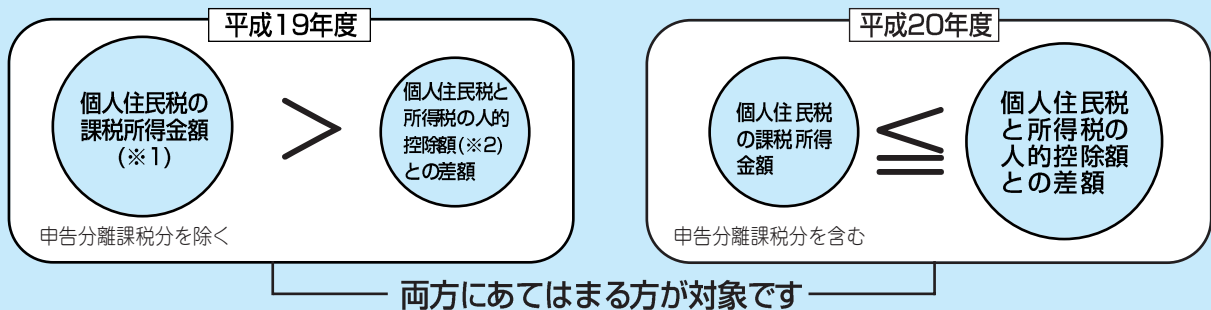
- ◇この経過措置による減額を受けるためには、申告期間内に減額申告書を提出する必要があります。

申告期間 7月1日(火)～31日(木)

所 平成19年1月1日現在お住まいの市区町村

<対象者の要件>

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、個人住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける次の両方を満たす方



(※1)…課税所得金額とは、所得金額から扶養控除や社会保険料控除額などの所得控除金額を差し引いた金額です。

(※2)…人的控除額とは、配偶者控除、基礎控除額などをいい、個人住民税と所得税とでは金額が異なります。

詳しくは、下表をご覧ください。

<住民税と所得税の人的控除の差>

区 分		個人住民税	所得税	差 額
基礎控除		33万円	38万円	5万円
配偶者控除	控除対象配偶者	33万円	38万円	5万円
	老人控除対象配偶者(70歳以上)	38万円	48万円	10万円
配偶者特別控除	配偶者の前年の合計所得額が38万円超～40万円未満	33万円	38万円	5万円
	配偶者の前年の合計所得額が40万円超～45万円未満	33万円	36万円	3万円
扶養控除	扶養親族	33万円	38万円	5万円
	特定扶養親族(16歳以上23歳未満)	45万円	63万円	18万円
	老人扶養親族(70歳以上)	38万円	48万円	10万円
同居特別障害者加算	同居老親等扶養親族(70歳以上)	45万円	58万円	13万円
障害者控除	障害者(本人、配偶者、扶養親族)	23万円	35万円	12万円
	特別障害者(本人、配偶者、扶養親族)	26万円	27万円	1万円
寡婦控除(本人)	一般寡婦	30万円	40万円	10万円
	特別寡婦	26万円	27万円	1万円
寡夫控除(本人)		30万円	35万円	5万円
勤労学生控除(本人)		26万円	27万円	1万円
勤労学生控除(本人)		26万円	27万円	1万円

問申 税務課市民税係 ㊚44-3109